

第7回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書

[概要版]

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもを含む川崎市民及び子どもに関わる職員の子どもの権利保障に関する実態や意識を把握するために、3年ごとに実施しています。

このたび実施した第7回調査結果（子どもの権利条例への意識や子どもの生活、相談するところ、学校・地域のこと等）について、報告書としてまとめました。

◇ この調査でわかったこと ◇

- ◆子どもの権利条例の認知度は、子ども、職員ともに前回調査より増加しました。おとなは前回調査より減少しました。
- ◆7つの子どもの権利のうち、自分にとって大切だと思うものを選んでもらったところ、子ども、おとな、職員すべてが「安心していきる権利」を一番多く選びました。
- ◆子どもに、家で過ごしているときに、自分の気持ちをおとなに話すことができているかをたずねたところ、合計86.9%が「できている」、「だいたいできている」と答えました。一方、おとなに、家で過ごしているときに、子どもの話を聞くこと（気持ちを受け止めること）ができているかをたずねたところ、合計45.9%が「できている」、「だいたいできている」と答えました。
- ◆困ったり悩んだりしたとき、だれかに相談したいと答えた子どもは78.3%でした。利用したい相手は、「親」79.2%、「友だち」76.2%でした。
- ◆地域の話し合い（子ども会議、学校教育推進会議など）の場に参加したことが「ない」と答えた子どもは79.1%でした。
- ◆子どもに対し、自分が好きかたずねたところ、合計70.2%が「好き」、「だいたい好き」と答えました。

など

調査概要

アンケート調査

- 調査目的：川崎市と川崎市子どもの権利委員会が、子どもを含む川崎市民及び子どもに関わる職員の子どもの権利保障に関する実態や意識を経年的に把握することを目的とする。
- 調査対象：子ども（満11～17歳） 2,100人（回収率28.8%）
おとな（満18歳以上） 900人（回収率35.8%）
職員（市立施設・学校等） 500人（回収率68.8%）
- 調査期間：令和2(2020)年9月（郵送、インターネット回答併用）

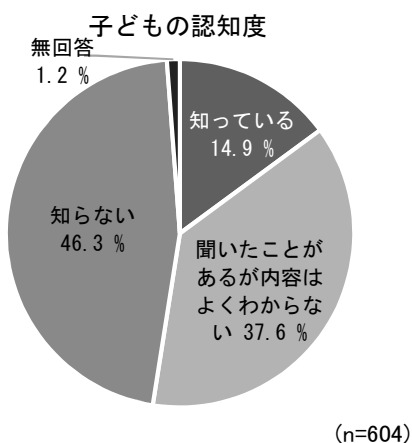
第1部 アンケート調査

調査結果

1 子どもの権利条例について

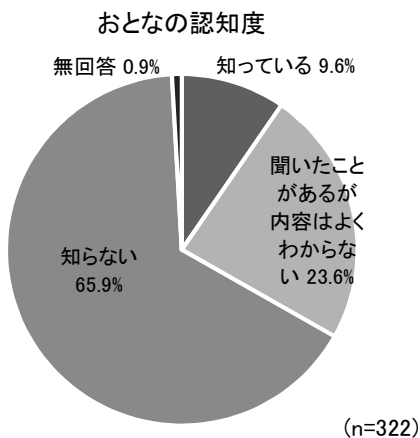
(1)「川崎市子どもの権利に関する条例」について、「知っている」、「聞いたことがあるが内容はわからない」を合わせた回答の割合は、子ども 52.5%(前回 49.7%)、おとな 33.2%(前回 38.3%)、職員 98.2%(前回 97.6%)でした。条例の認知度は子どもと職員は前回調査より増加しましたが、おとなは前回調査より減少しました。

Q 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。



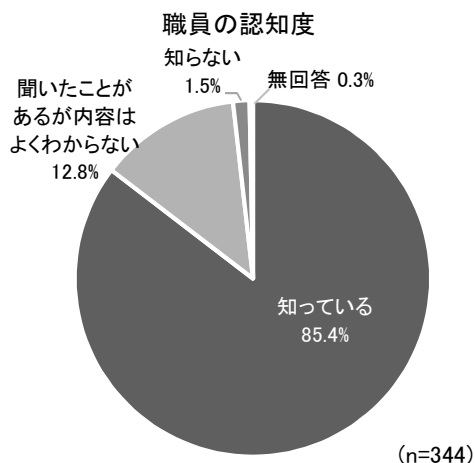
【前回調査との比較】

	知っている (%)	聞いたことがあるが内容はよくわからない (%)	知らない (%)	無回答 (%)
2020年	14.9	37.6	46.3	1.2
2017年	16.4	33.3	48.0	2.3



【前回調査との比較】

	知っている (%)	聞いたことがあるが内容はよくわからない (%)	知らない (%)	無回答 (%)
2020年	9.6	23.6	65.9	0.9
2017年	10.3	28.0	60.6	1.1

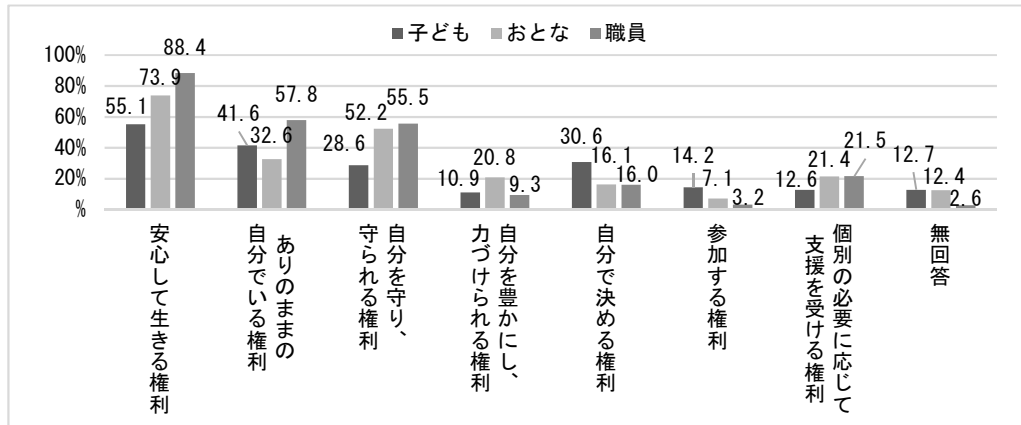


【前回調査との比較】

	知っている (%)	聞いたことがあるが内容はよくわからない (%)	知らない (%)	無回答 (%)
2020年	85.4	12.8	1.5	0.3
2017年	76.8	20.8	1.8	0.5

(2) 「川崎市子どもの権利に関する条例」の7つの子どもの権利のうち、自分にとって大切だと思うものを選んでもらったところ、子ども、おとな、職員すべてが「安心して生きる権利」を一番多く選びました。

【Q】 7つの子どもの権利のうち、自分にとって大切だと思うものはありますか。あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。

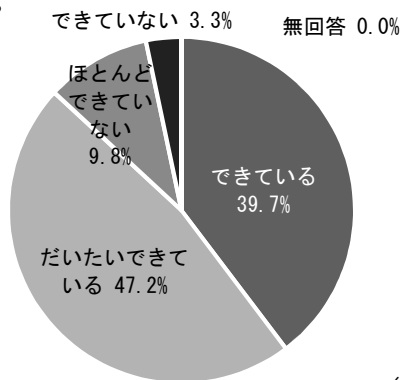


2 あなたの生活について

(1) 子どもに対し、家で過ごしているときに、自分の気持ちをおとなに話すことができているかたずねました。一方、おとなには家で過ごしているときに、子どもの話を聞くこと（気持ちを受け止めること）ができているかたずねました。

【子ども】

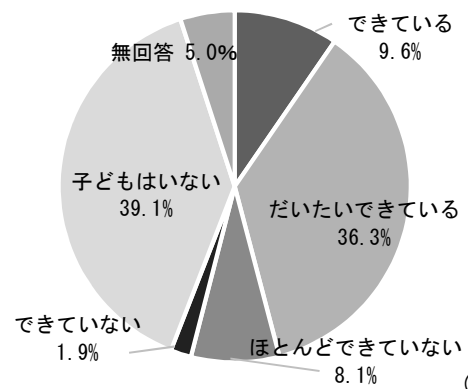
【Q】 あなたは、家で過ごしているときに、自分の気持ちをおとなに話すことができますか。



(n=604)

【おとな】

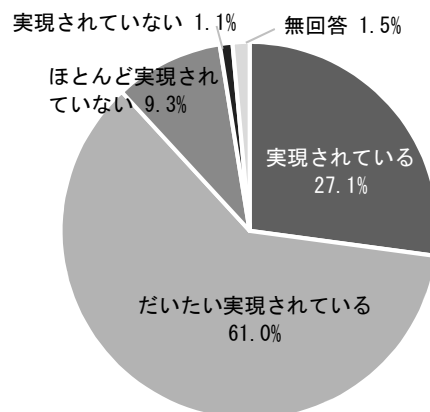
【Q】 あなたは、ふだん家で過ごしているときに、子どもの話を聞くこと（気持ちを受け止めること）ができますか。【おとな】



(n=604)

(2) 子どもに対し、家で何かをしたり決めるときに聞いてもらった自分の意見は実現されているかたずねました。

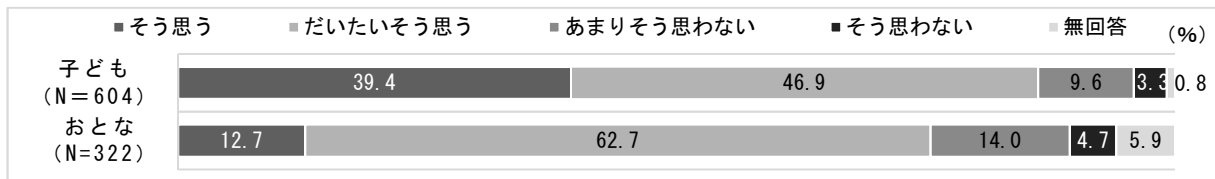
【Q】 聞いてもらった自分自身の意見は実現されましたか。【子ども】



(n=549)

(3) 子どもとおとなに対し、文化・国籍等の違いや障害の有無にかかわらず、大切にされていると思うかたずねました。

Q あなたは、生活のなかで文化・国籍等のちがい、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。【子ども・おとな】

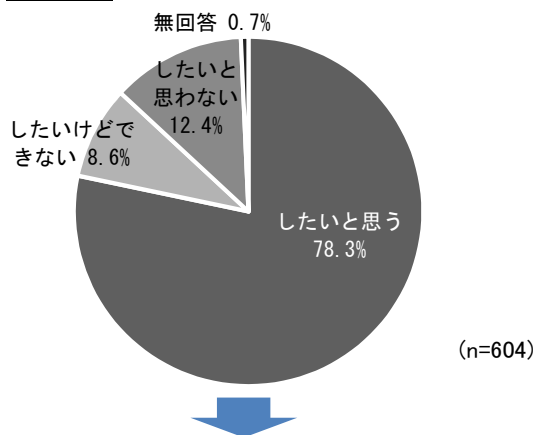


3 相談するところについて

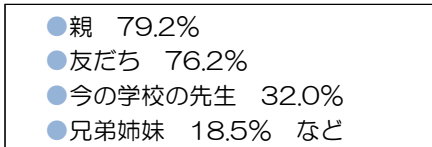
子どもに対し、困ったり悩んだりしたとき、相談したいと思うかをたずねました。

【相談相手】

Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、だれかに相談したいと思いますか。【子ども】

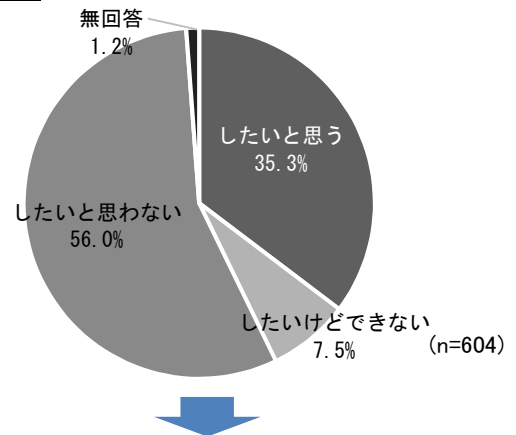


Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談しますか。【子ども】

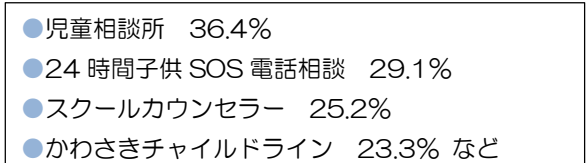


【相談機関】

Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談機関に相談したいと思いますか。【子ども】



Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたらどこに相談しますか。【子ども】

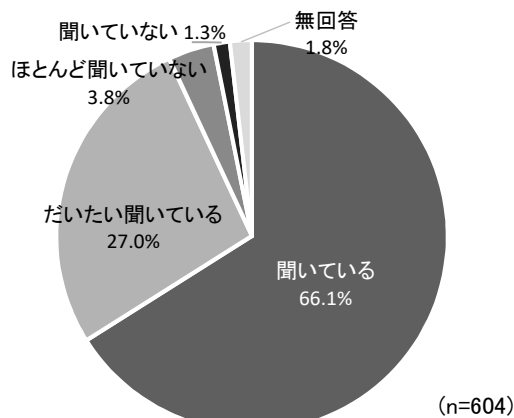


4 学校・地域のことについて

(1) 子どもに対し、何かをしたり、決めたりするとき、おとなは意見を聞いているかたずねました。

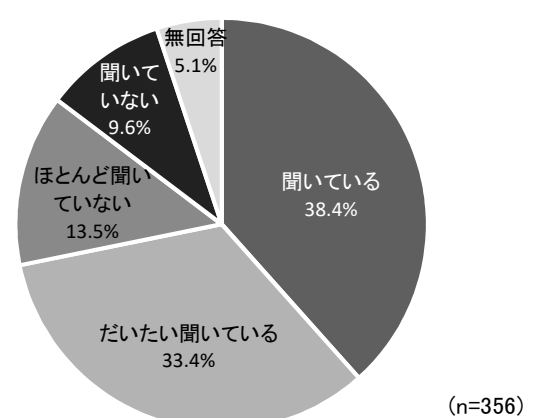
【学校】

Q 学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は、子どもの意見を聞いていますか。



【地域】

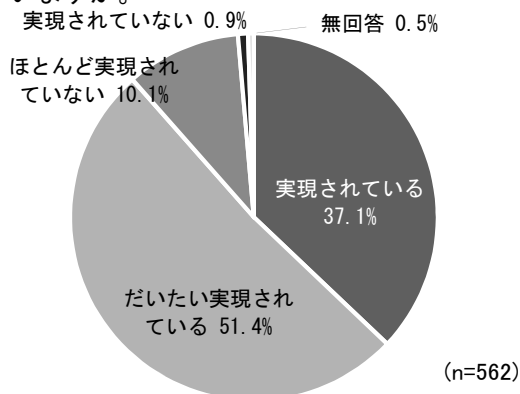
Q 地域で何かをしたり、決めたりするとき、おとなは子どもの意見を聞いていますか。



(2) 子どもに対し、聞かれた意見は実現されているか聞きました。

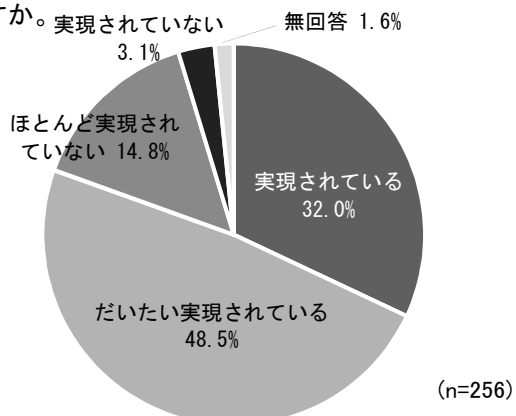
【学校】

Q 先生が聞いた子どもの意見は実現されていますか。



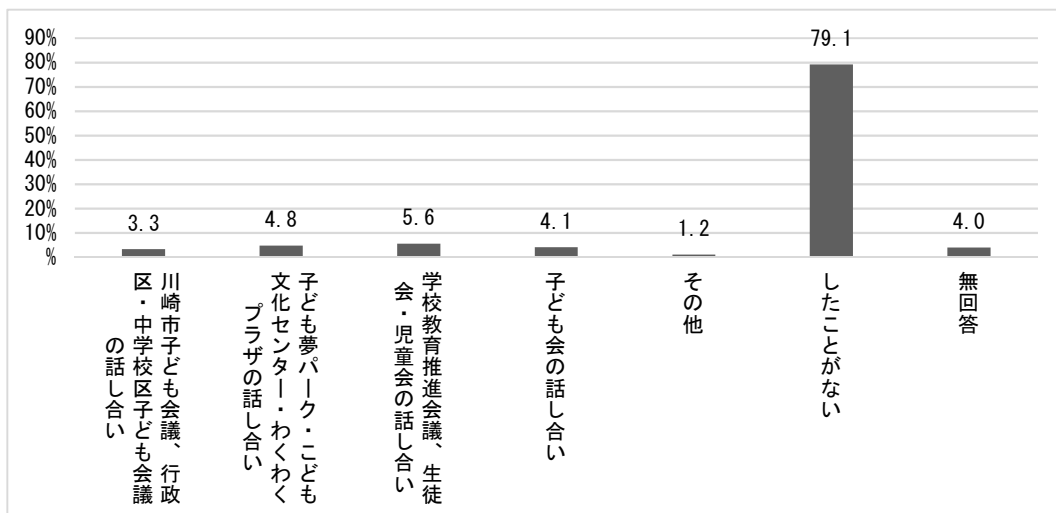
【地域】

Q おとなが聞いた子どもの意見は実現されていますか。



(3) 子どもに対し、地域の話し合い（子ども会議、学校教育推進会議など）に参加したことがあるかをたずねました。

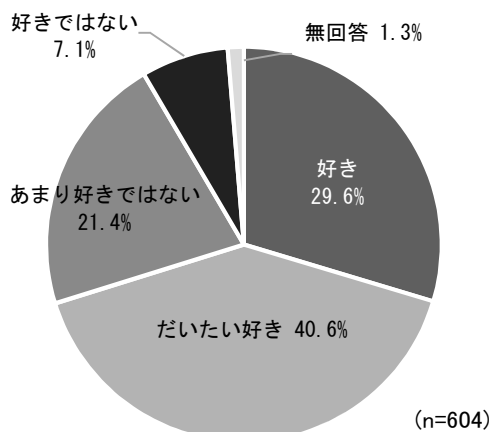
Q あなたは、次のような場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。【子ども】



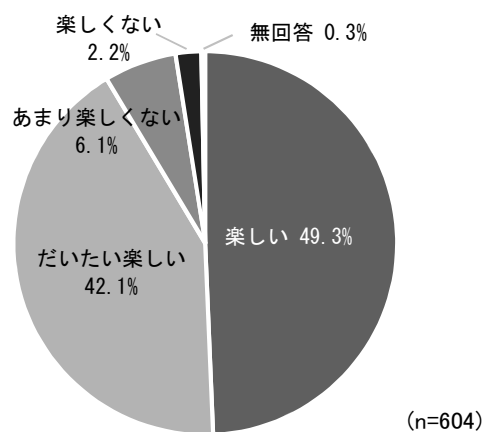
5 あなたの思いについて

子どもに対し、自分に対する評価についてたずねました。

Q あなたは、自分が好きですか。【子ども】



Q あなたは、毎日が楽しいですか。【子ども】





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第7回
川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査
報告書 [概要版]

令和3（2021）年

川崎市子ども未来局青少年支援室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931

詳しい調査結果はこちらで御覧いただけます。

川崎市ホームページ

「第7回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」
<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000127147.html>



第7回川崎市子どもの権利調査

検索

こちらのコードからも
ご覧いただけます。